

3 遠慮の直接交渉の開始に在り条件ヲ切詰ルル也  
4 會社ハ其取立定協定ニ依リて之に服スル事トシテ拒絶セルガ  
結局戰場職工ノ之に服スル事トシテ就事スル事トシテ決  
定シ運轉手ノ之に當リテ其繼續セシ

就業条件

- 1 會社ニ當リテ其全部ノ債務ヲ許シ一切解散セザルニテ
- 2 會社中ノ債権ヲ支拂フニテ

右ノ條ノ運轉手等ハ再ビ本部ノ行動ト共ニスルニ至シ  
リ又且ツ山形院等同一状態ト取ル  
他方即部例ニ依リテ大牟田市役ノ調停ニ依リテ進  
捗シ合ハルニテ其大要

- 1 會社中ノ給料ヲ支給スルニテ
- 2 會社ニ對シテ其債権ヲ支拂フニテ
- 3 會社中ノ一員ハ其ノ下ニ解決ノ旨ニ達セズトスル